

広島県水道広域連合企業団管理規程第27号

広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の規定による帳簿の作成は、別記様式第1号による個人情報ファイル簿により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の規定による開示請求は、別記様式第2号による自己情報開示請求書により行うものとする。

(開示決定通知書等)

第4条 実施機関が法第82条第1項若しくは第2項、第85条第1項又は第86条第2項若しくは第3項、条例第3条第2項若しくは第4条に規定する書面又は法第86条第1項の規定により通知をするときに使用する書面は、別表第1のとおりとする。

(開示実施方法等申出書)

第5条 法第87条第3項の規定による申出は、別記様式第16号による自己情報開示実施方法等申出書により行うものとする。

(閲覧の制限等)

第6条 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（以下「行政文書」という。）を閲覧する者は、当該行政文書を毀損し、又は汚損してはならない。

(写しの送付に要する費用)

第7条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規程で定める方法は前納とし、郵便切手で納付する方法とする。

(訂正請求書)

第8条 法第91条第1項の規定による訂正請求は、別記様式第17号による自己情報訂正請求書により行うものとする。

(訂正決定通知書等)

第9条 実施機関が法第93条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第95条、第96条第1項又は第97条の規定により通知するときに使用する書面は、別表第2のとおりとする。

(利用停止請求書)

第 10 条 法第 99 条第 1 項の規定による利用停止請求は、別記様式第 24 号による自己情報利用停止請求書により行うものとする。

(利用停止決定通知書等)

第 11 条 実施機関が法第 101 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項又は第 103 条の規定により通知するときに使用する書面は、別表第 3 のとおりとする。

(諮問通知等)

第 12 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決をすべき実施機関による広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問は、別記様式第 29 号による諮問書により行うものとする。

2 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、別記様式第 30 号による情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書により行うものとする。

(運用状況の公表)

第 13 条 条例第 6 条の規定による運用状況の公表は、個人情報ファイル簿の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項を公報に登載して行うものとする。

(用紙及び光ディスクの規格)

第 14 条 条例別表備考に規定する企業長が別に定める用紙の規格は、日本産業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番とする。

2 条例別表備考に規定する企業長が別に定める光ディスクの規格は、日本産業規格 X 0606、X 6241、X 6249、X 6251、X 6252、X 6281 若しくは X 6282 に適合するもの又はこれらと互換性のあるもので、直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

様 式 名		備 考
別記様式第 3 号	自己情報開示決定通知書	法第 82 条第 1 項に規定する書面
別記様式第 4 号	自己情報部分開示決定通知書	
別記様式第 5 号	自己情報不開示決定通知書	法第 82 条第 2 項に規定する書面
別記様式第 6 号	自己情報不開示決定通知書（形式上の不備）	
別記様式第 7 号	自己情報不開示決定通知書（法適用外）	
別記様式第 8 号	自己情報存否応答拒否通知書	
別記様式第 9 号	自己情報不存在通知書	

別記様式第 10 号	自己情報開示決定期間延長通知書	条例第 3 条第 2 項に規定する書面
別記様式第 11 号	自己情報開示決定期間特例延長通知書	条例第 4 条に規定する書面
別記様式第 12 号	自己情報開示請求事案移送通知書	法第 85 条第 1 項に規定する書面
別記様式第 13 号	意見照会書	法第 86 条第 1 項の規定による通知をするときに使用する書面
別記様式第 14 号	意見照会書	法第 86 条第 2 項に規定する書面
別記様式第 15 号	保有個人情報開示決定通知書	法第 86 条第 3 項に規定する書面

別表第 2（第 9 条関係）

様 式 名		備 考
別記様式第 18 号	自己情報訂正決定通知書	法第 93 条第 1 項に規定する書面
別記様式第 19 号	自己情報不訂正決定通知書	法第 93 条第 2 項に規定する書面
別記様式第 20 号	自己情報訂正決定期間延長通知書	法第 94 条第 2 項に規定する書面
別記様式第 21 号	自己情報訂正決定期間特例延長通知書	法第 95 条に規定する書面
別記様式第 22 号	自己情報訂正請求事案移送通知書	法第 96 条第 1 項に規定する書面
別記様式第 23 号	保有個人情報訂正実施通知書	法第 97 条に規定する書面

別表第 3（第 11 条関係）

様 式 名		備 考
別記様式第 25 号	自己情報利用停止決定通知書	法第 101 条第 1 項に規定する書面
別記様式第 26 号	自己情報不利用停止決定通知書	法第 101 条第 2 項に規定する書面
別記様式第 27 号	自己情報利用停止決定期間延長通知書	法第 102 条第 2 項に規定する書面
別記様式第 28 号	自己情報利用停止決定期間特例延長通知書	法第 103 条に規定する書面

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
地方公共団体の機関		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報開示請求書

年 月 日

様

(郵便番号 ー)

住 所

ふりがな

氏 名

電話 () ー

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請 求 者 の 区 分	☐ 本 人 ☐ 本人の法定代理人 ☐ 本人の委任による代理人（任意代理人）
請求に係る保有個人情報 が記録されている行政文 書の件名又は保有個人情 報の内容 〔 できるだけ具体的に 記入してください。 〕	
希望する開示の実施方法	☐ 閲 覧 ☐ 写しの交付 交付方法（ ☐ 窓口受取 ☐ 郵送） 交付媒体（ ☐ 紙 ☐ 光ディスク）

注 請求の際は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本 人 の 状 況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者	
本 人 の 氏 名 及 び 住 所	ふりがな 氏 名	
	住 所	(郵便番号 ー) 電話 () ー

注1 代理人が請求する場合は、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人…戸籍謄本等、任意代理人…本人の押印のある委任状、印鑑登録証明書等）の提示又は提出が必要です。

注2 開示請求した代理人は、この開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第4項の規定により、直ちに、書面でその旨を届け出ることが必要です。

〈職員記載欄〉次の欄は、記入する必要がありません。

本人等確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号カード ☐ その他 ()
法定代理人の資格 確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
任意代理人の資格 確認書類	☐ 委任状 ☐ 本人の印鑑登録証明書 ☐ その他 ()
担 当 部 署	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第3号（第4条関係）

自己情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

開示する保有個人情報			
開示する保有個人情報の利用目的			
開示の日時及び場所	日時	年 月 日（ ）時から 年 月 日（ ）時まで	
	場所		
担 当 部 署	電話（ ） —		
備 考			
注意事項 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。 2 開示を受ける際に、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。 3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際に、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人・・・戸籍謄本等、任意代理人・・・印鑑登録証明書等）の提示又は提出が必要です。 4 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。 5 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 6 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第4号（第4条関係）

自己情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり部分開示することを決定しました。

開示する保有個人情報			
開示する保有個人情報の利用目的			
部分開示の日時及び場所	日時	年 月 日（ ）時から 年 月 日（ ）時まで	
	場所		
開示しない部分及びその理由			
担 当 部 署	電話（ ） —		
備 考			
注意事項 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。 2 開示を受ける際に、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。 3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際に、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人…戸籍謄本等、任意代理人…印鑑登録証明書等）の提示又は提出が必要です。 4 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。 5 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 6 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報不開示決定通知書

第 年 月 日

様



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第 6 号（第 4 条関係）

自己情報不開示決定通知書（形式上の不備）

第 年 月 日

様



年 月 日付けの自己情報開示請求書は形式上の不備があるため、個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第 2 項の規定により、次のとおり開
示しないことを決定しました。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示しないこととした 理由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日か ら起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合 は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起 算して 6 か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴 えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 とな ります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第 7 号（第 4 条関係）

自己情報不開示決定通知書（法適用外）

第 年 月 日 号

様



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用がないため、同法第82条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

自己情報存否応答拒否通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第81条及び第82条第 2 項の規定により、次のとおり存否応答を拒否します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
存 否 応 答 拒 否 の 理 由	
担 当 部 署	電話() —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

自己情報不存在通知書

第 年 月 日 号

様



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり保有していないため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、開示しないことを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
保有個人情報を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了により廃棄したため 3 その他（ ）
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報開示決定期間延長通知書

第 年 月 日

様



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県水道
広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島県水道広域連合企業
団条例第7号）第3条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長します。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
決 定 期 間 の 満 了 日	年 月 日
延 長 後 の 期 間	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報開示決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県水道
広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（広島県水道広域連合企業団条例第
7号）第4条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長します。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示請求があった日から 45日以内に行政文書の全 てについて開示決定等 をすることができない理由	
保有個人情報の相当の部 分について開示決定等 をする期間	年 月 日まで
残りの保有個人情報につ いて開示決定等をする期 限	年 月 日まで
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第12号（第4条関係）

自己情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しました。

なお、今後の開示決定等については、移送を受けた行政機関等において行います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移送を受けた行政機関等	
移送を受けた行政機関等の担当部署	電話（ ） ー
事 案 を 移 送 し た 理 由	
移 送 を し た 行 政 機 関 等 の 担 当 部 署	電話（ ） ー
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

意見照会書

第 年 月 日 号

様



に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求がありましたので、同法第86条第1項の規定により、意見書の提出について照会します。

については、当該保有個人情報の開示決定等に関して、意見書を提出することができますので、意見があれば、書面により提出期限までに回答してください。

なお、提出期限までに回答がない場合には、特に意見がないものとして処理します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先	電話（ ） —
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

意見照会書

第 号
年 月 日

様



に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求がありましたので、同法第86条第2項の規定により、意見書の提出について照会します。

ついては、当該保有個人情報の開示決定等に関して、意見書を提出することができますので、意見があれば、書面により提出期限までに回答してください。

なお、提出期限までに回答がない場合には、特に意見がないものとして処理します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
意見書の提出先	電話 () —
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで通知した意見照会書に対し、 から開示について反対の意見が提出された保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 〔 なお「開示を実施する日」の前日までに審査請求がないときは、審査請求がで きる期間内であっても開示されることとなります。 〕 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報開示実施方法等申出書

年 月 日

様

(郵便番号 ー)
住 所
ふりがな
氏 名
電話 () ー

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 自己情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 開示の実施を希望する日

年 月 日

3 開示請求書に記載した希望する開示方法の変更

☐ なし

☐ あり

開示方法の変更内容

(変更前)	(変更後)
☐ 閲覧	☐ 閲覧
☐ 写しの交付	☐ 写しの交付
交付方法 (☐ 窓口受取 ☐ 郵送)	交付方法 (☐ 窓口受取 ☐ 郵送)
交付媒体 (☐ 紙 ☐ 光ディスク)	交付媒体 (☐ 紙 ☐ 光ディスク)

注1 窓口での閲覧又は交付を受ける場合は、この申出書を窓口へ提出してください。

注2 3で開示方法の変更を「あり」とした場合は、2の希望日に交付できないことがあります。

〈職員記載欄〉次の欄は、記入する必要がありません。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報訂正請求書

年 月 日

様

(郵便番号 ー)

住 所

ふりがな

氏 名

電話 () ー

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

請 求 者 の 区 分	☐ 本 人 ☐ 本人の法定代理人 ☐ 本人の委任による代理人（任意代理人）
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

注 請求の際は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の状況		☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
本人の氏名 及び住所	ふりがな 氏 名	
	住 所	(郵便番号 ー) 電話 () ー

注1 代理人が請求する場合は、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人…戸籍謄本等、任意代理人…本人の押印のある委任状、印鑑登録証明書等）の提示又は提出が必要です。

注2 訂正請求した代理人は、この請求に係る決定の通知を受け取る前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。

〈職員記載欄〉次の欄は、記入する必要がありません。

本人等確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号カード ☐ その他 ()
法定代理人の資格 確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
任意代理人の資格 確認書類	☐ 委任状 ☐ 本人の印鑑登録証明書 ☐ その他 ()
担 当 部 署	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報訂正決定通知書

第 年 月 日

様



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しました。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報不訂正決定通知書

第 年 月 日

様



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しました。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報訂正決定期間延長通知書

第 年 月 日

様



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
決定期間の満了日	年 月 日
延長後の期間	年 月 日
延長の理由	
担当部署	電話（ ） ー
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報訂正決定期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等をする期間を延長します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
決定期間の満了日	年 月 日
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第22号（第9条関係）

自己情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しました。

なお、今後の訂正決定等については、移送を受けた行政機関等において行います。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移送を受けた行政機関等	
移送を受けた行政機関等の担当部署	電話（ ） ー
事案を移送した理由	
移送をした行政機関等の担当部署	電話（ ） ー
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様



に提供している保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により次のとおり訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報利用停止請求書

年 月 日

様

(郵便番号 ー)

住 所

ふりがな

氏 名

電話 () ー

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

請 求 者 の 区 分	☐ 本 人 ☐ 本人の法定代理人 ☐ 本人の委任による代理人（任意代理人）
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 (☐ 利用の停止 ☐ 消去) ☐ 第2号該当 (提供の停止) (理由)

注 請求の際は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本 人 の 状 況	☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
本人の氏名及び住所	ふりがな 氏 名
	住 所 (郵便番号 ー) 電話 () ー

注1 代理人が請求する場合は、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人…戸籍謄本等、任意代理人…本人の押印のある委任状、印鑑登録証明書等）の提示又は提出が必要です。

注2 利用停止請求した代理人は、この請求に係る決定の通知を受け取る前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。

〈職員記載欄〉次の欄は、記入する必要がありません。

本人等確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号カード ☐ その他 ()
法定代理人の資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
任意代理人の資格確認書類	☐ 委任状 ☐ 本人の印鑑登録証明書 ☐ その他 ()
担 当 部 署	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定しました。

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容	
利用停止の理由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。)	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しました。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報
保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり決
定期間を延長します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
決 定 期 間 の 満 了 日	年 月 日
延 長 後 の 期 間	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

自己情報利用停止決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
決 定 期 間 の 満 了 日	年 月 日
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第29号（第12条関係）

諮 問 書

第 号
年 月 日

広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会 様



個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等（第93条の規定に基づく訂正決定等・第101条の規定に基づく利用停止決定等・第76条の規定に基づく開示請求に係る不作為・第90条の規定に基づく訂正請求に係る不作為・第98条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為）について、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

1 審査請求に係る開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等・開示請求に係る不作為・訂正請求に係る不作為・利用停止請求に係る不作為）に係る保有個人情報の名称等

2 諮問の理由

3 関係書類

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 自己情報開示請求書（自己情報訂正請求書・自己情報利用停止請求書）の写し
- (3) 決定通知書の写し
- (4) 審査請求に係る経過説明書
- (5) 弁明書の写し
- (6) 反論書の写し
- (7) 意見書の写し
- (8) その他

4 担当部署

電話（ ） —

注1 不用な文字は、消すこと。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けの（行政機関の長及び独立行政法人等）に対する審査請求について、次のとおり広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 （訂正決定等、利用停止決定等）	
審 査 請 求 日	年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨	
審 査 会 に 諮 問 し た 日	年 月 日
担 当 部 署	電話() ー
備 考	

注1 不用な文字は、消すこと。
注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。